○内閣府令第四十五号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十三条の十第一項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（その他利用者保護を図るための措置等） **第二十三条**　暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ［一～八　略］ 九‖　暗号資産交換業者が、移転についての制限その他の条件として認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定めるもの（以下この号において「移転制限」という。）が付され、又は付されることが予定されている暗号資産（当該暗号資産交換業者又は他の暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業（国内にある者に係るものに限る。）において取り扱う又は取り扱おうとするものであって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）について、当該規則の定めるところにより、その種類及び数量、保有者、保有の目的並びに移転制限の期間、方法その他の内容に関する情報を当該認定資金決済事業者協会に提供し、かつ、その種類及び数量を当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表する措置 イ　当該暗号資産につき、当該暗号資産の保有者が、当該暗号資産交換業者に対し、当該移転制限を付すことを要請していること。 ロ　当該暗号資産につき、当該暗号資産の保有者又はその要請を受けた者が、当該暗号資産交換業者に対し、当該移転制限が付され、又は付されることが予定されている旨を通知していること（当該暗号資産交換業者がその通知の内容を確認することができる場合に限る。）。 ［2・3　略］	（その他利用者保護を図るための措置等） **第二十三条**　［同上］ ［一～八　同上］ ［号を加える。］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十六号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第一条の二第三項及び第四項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
第一条の二の八　［略］ ［②‖　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第一条の二第三項に規定する内閣府令で定める機関は、児童相談所、里親支援センター及び法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号トに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者とする。	**第一条の二の八**　［同上］ ［項を加える。］